

審議会等の会議の記録

会議の名称	令和7年度 第1回伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和7年5月16日(金) 午前10時00分～午前10時35分
開催場所	伊勢崎市役所 東館5階第4会議室
出席者氏名	(委員) 久保田会長、今井委員、宮野委員、見田野委員、井上委員、 小林委員、大平委員 (事務局) 長寿社会部副部長、介護保険課長、地域包括支援センター所長補佐、 地域包括支援センター主幹、地域包括支援センター職員
傍聴人数	なし
会議の議題	報告 (1) 介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防サービス計画作成業務の 委託状況について (2) 介護支援ボランティア事業のISECAポイント付与について (3) 地域包括支援センターの普及啓発について 議事 (1) 令和6年度高齢者相談センター活動実績について
会議資料の内容	第1回伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会資料

<p>会議における 議事の経過 及び発言の要旨</p>	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 報告</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防サービス計画作成業務の委託状況について（資料1-1, 1-2）</p> <p>【事務局より説明】</p> <p>資料1-1は、今年度各地域包括支援センターが委託契約を締結した居宅介護支援事業所数を、表にしたものでございます。資料1-2は、圏域ごとの委託事業所一覧となっております。</p> <p>地域包括支援センター北・三郷は、計36事業所と委託契約を締結しております。</p> <p>地域包括支援センター南・茂呂は、計40事業所と委託契約を締結しております。</p> <p>地域包括支援センター殖蓮は、計47事業所と委託契約を締結しております。</p> <p>地域包括支援センター宮郷は、計37事業所と委託契約を締結しております。</p> <p>地域包括支援センター名和は、計31事業所と委託契約を締結しております。</p> <p>地域包括支援センター豊受は、計31事業所と委託契約を締結しております。</p> <p>地域包括支援センター赤堀は、計27事業所と委託契約を締結しております。</p> <p>地域包括支援センター東は、計30事業所と委託契約を締結しております。</p> <p>地域包括支援センター境は、計34事業所と委託契約を締結しております。</p> <p>9圏域を合計しますと、計313事業所と委託契約を締結しております。今年度契約している実居宅介護支援事業所数は、市内57事業所と市外21事業所の、計78事業所となっております。</p> <p>また、公平性の観点から様々な居宅介護支援事業所へ委託しているもので、本市においては、委託比率をおおよそ80%としているところでございます。</p> <p>(2) 介護支援ボランティア事業のISECAポイント付与について（資料2）</p> <p>【事務局より説明】</p> <p>高齢者介護支援ボランティア事業は、高齢者が市の指定する介護保険施設で行うボランティア活動を通じて、地域に貢献することを積極的に支援し、ご自身の介護予防につなげるとともに地域の支え手として活躍できる地域社会の実現を目的としております。</p> <p>本事業の対象者は、市内在住の65歳以上で、要介護または要支援の認定を受けていない方になります。活動をしていただくためには、ボランティア基本研修の受講を必要とし、研修修了者にボランティア手帳の交付を行っております。</p> <p>修了後のボランティア活動の流れとしましては、介護保険施設でのレクリエーション等の指導や参加支援、お茶出しや食堂内の配膳及び片付け等の補助的な活動を行っていただきます。活動1時間につき1個のスタンプが手帳に押され、スタンプ1個を1ポイント100円として、年</p>
-------------------------------------	--

間上限50ポイントを5,000円に交換することができます。令和6年度まではポイントを交付金への交換のみとしておりましたが、令和7年度からは新しくISECAポイントの付与を受ける選択ができるようにいたしました。

いつまでも生きがいを持ち、地域で生き生きと暮らせるよう、これからも本事業の普及啓発に努めてまいります。

【委員】

介護支援ボランティアは社協の事業ですか。

【事務局】

事業の実施主体は市となりますが、事業の一部を、伊勢崎市社会福祉協議会に委託しております。

【委員】

団体で参加しているボランティアは比較的活動が続きますが、個人で参加するボランティアは活動の継続が難しいこともあると思います。新しい方の募集に加え、現在活動を継続している方に対しての支援についても、考慮していただきたいです。

【事務局】

この事業に参加していただける方が、継続して活動していけるよう、検討していきたいと思っております。

(3) 地域包括支援センターの普及啓発について（資料3）

【事務局より説明】

令和7年4月1日から南・茂呂圏域が、市直営型から委託型へ変更され、全9圏域の高齢者相談センターが全て民間委託となりました。これに伴い、チラシ66,000枚及びポスター500枚を、新たに作成し配布しました。配布方法及び配布先といたしまして、南地区と茂呂地区にチラシを每户配布し、医療機関、薬局、銀行、公民館、各高齢者相談センター等約480箇所に、チラシとポスターを配布しました。今後、市民の方や委員の皆様も、ご覧になれる機会が増えると思っております。

また、日頃の周知方法としまして、高齢者相談センター職員が、健康教育や出前講座などで地域に出向いた際に、チラシ等を持参し、顔の見える関係づくりを行うなど活動に取り組んでおります。このように、チラシやポスター、健康教育での周知を基本としておりますが、これ以外にも、幅広い年齢層の方々に高齢者相談センターを知って頂くために、高齢者相談センターの連絡先が記載されたマグネットを、令和6年度150枚、センターごとに作成いたしました。マグネットの配布先といたしまして、高齢者相談センターが見守り等で家庭訪問した際や単位民児協定例会、地域の行事等で市民へ配布しており、令和7年度も引き続きマグネットを作成する予定です。

今後も継続的に周知を行い、多くの方に地域包括支援センターを知ってもらい、いざ相談が必要な時に、相談して頂ける高齢者の身近な相談機関でありたいと考えております。

4. 議事

(1) 令和6年度高齢者相談センター活動実績について（資料4）

【事務局より説明】

資料4は、令和6年度の高齢者相談センター活動実績について、圏域別にしたものでございます。

総合相談の延べ件数は全圏域合計で、14,452件となっております。圏域別にみますと、相談件数が最も多いのは南・茂呂圏域で、続いて宮郷圏域です。全圏域を相談方法別にみますと、電話相談の割合が6

1. 2%、来所15.5%、訪問20.7%、その他2.6%となっております。

電話相談の割合が高いのは、赤堀圏域、東圏域及び殖蓮圏域です。来所相談の割合が高いのは、南・茂呂圏域及び境圏域です。訪問相談の割合が高いのは、宮郷圏域、名和圏域及び豊受圏域です。

相談内容をみますと、認知症に係る相談件数は、殖蓮圏域及び宮郷圏域が多くなっています。

権利擁護に関する相談件数は、南・茂呂圏域が多い状況です。令和6年度までは、高齢者相談センター南・茂呂が市直営で市役所内にあったため、南・茂呂圏域以外にお住まいの方も来所しやすく、相談件数が多くなったと考えられます。令和7年度から高齢者相談センター南・茂呂が法人委託となりましたが、引き続き市役所内の基幹型地域包括支援センターでも高齢者に関するさまざまな相談を受け、適宜、担当圏域の高齢者相談センターや関係機関につないでおります。

包括的・継続的ケアマネジメント支援の項目は、総合相談のうちケアマネジャーからの相談に対応したもので、殖蓮圏域及び南・茂呂圏域の件数が多くなっています。

見守り支援は、支援を必要とする何らかの課題を抱えているご本人やご家族に対して、適切な支援に繋がっていないなどセンターが継続的に関わる必要があると判断した場合に行っているものです。対象者実人数の項目は、センターが該当月に見守り対象としている実人数です。支援件数合計の項目は、見守り対象者に対して実際に支援を行った延べ件数です。見守り支援対象者の捉え方については、令和4年12月の高齢者相談センター定例会議で、市と高齢者相談センターで共有しておりますが、今後も対象者の捉え方や支援方法等について確認していきたいと考えております。

健康教育の項目は、センターが地域住民から依頼を受けたり、地域住民に開催を働きかけたりして、健康教育を行ったものです。健康教育の開催数は赤堀圏域及び境圏域が多く、参加人数は境圏域、東圏域及び赤堀圏域で年間1,000人超えとなっております。

令和6年度の実績と令和5年度の実績を比較すると、ほとんどの項目において増加しております。総合相談の件数は、前年度よりプラス792件で5.8%増、認知症に係る相談件数は、プラス195件で8.3%増、権利擁護に関する相談件数は、プラス116件で30.2%増、ケアマネジャーへの個別相談件数は、プラス345件で15.6%増となっております。

見守り支援の対象者実人数は、マイナス375人で24.2%の減となっており、見守り支援件数合計は、プラス175件で13.9%増となっております。これは、センターが高齢者をとりまく支援体制を構築し適切な関係機関や制度につないだことなどにより、見守り支援を一旦終了した対象者が多く、また他方、支援を拒否するなどの対応困難な対象者に対しては、継続的に訪問支援等を重ねたためと考えます。

健康教育開催数は、前年度よりプラス47回で16.7%増、参加人数は、プラス742人で14.2%増となっております。増加の要因としましては、地域の自主的な活動が増加していることやセンターが地域の身近な存在になってきていることが考えられます。

今後もセンターが地域包括ケアの中心的な役割を果たしていけるよう、センターや地域関係者と連携強化を図り、円滑な業務実施に取り組んで参ります。

【委員】

対象者実人数1,176人に対して、見守り支援件数合計が1,43

0件ですが、これは1人の対象者に対して複数回の支援の件数があったということによろしいか。

また、見守り支援の対象者実人数が前年度から比べて減っている状況ですけれども、これは総合相談の件数が増えていることとの関連性がありますか。

【事務局】

対象者実人数1,176人は、センターが見守り支援の対象者としてリストに挙げている各月の人数を12か月分合計したものです。支援件数合計1,430件は、見守り対象者リストの方に対して、実際に訪問など何らかの支援を行った延べ件数となっています。

対象者実人数の減少と総合相談件数の関連性の有無については、センターが見守り対象者に対して適切な支援を複数回行い、何らかの関係機関やサービスに繋がったことが、見守り対象者が減った要因の一つと考えます。見守り支援として関わり相談対応をした場合に、総合相談件数としても計上しています。今後も見守り支援を重要と考えて継続的に強化をしていきたいと考えております。

【会長】

ふれあいの居場所に参加させていただいたら、高齢者相談センターの職員の方が健康体操や健康指導をしてくれていたのですが、そういった件数なども健康教育に含まれていますか。

【事務局】

はい、ふれあいの居場所やミニデイサービスでお話した数を含んでいます。地域に出かけて健康教育を行ったり、顔を知ってもらったりすることによって、相談や次の健康教育などに繋がっています。

【会長】

議事(1) 令和6年度高齢者相談センター活動実績についてご承認いただける方は拍手をお願いいたします。

【拍手】

拍手多数により承認。

5. その他

【事務局】今年度の運営協議会について、第2回は12月26日(金)午後、第3回は3月25日(水)午後を開催予定としていることを連絡。

6. 閉会